

氾濫等の通報の運用（案）

- 水防法第24条の2の氾濫等の通報については、効率的に運用するため、都道府県の水防協議会で協議した上で、氾濫等の通報の対象となる河川等の区域、通報の基準を水防計画に定めることが必要。（水防管理団体が作成する水防計画の手引きにも必要に応じて定める）
- 円滑な検討・協議や効果的な制度運用に資するよう、氾濫通報の対象となる河川等の区域、通報の基準の記載例を水防計画作成の手引きに示しつつ、全国の標準的な考え方は「氾濫・決壊・漏水等の通報に係る運用指針（水防計画作成の手引きの添付）」に記載

水防計画作成の手引き (都道府県版)

第10章 水防活動

- 10.1 水防配備
- 10.2 巡視及び警戒
- 10.3 水防作業
- 10.4 緊急通行
- 10.5 警戒区域の指定
- 10.6 避難のための立退き
- 10.7 決壊・漏水等の通報及びその後の措置**
- 10.8 水防配備の解除

令和6年12月

国土交通省 水管理・国土保全局

河川環境課 水防企画室

氾濫・決壊・漏水等の通報に係る運用指針(案) ↗

1. 本運用指針の取扱い ↗

本運用指針は、令和7年12月の水防法の改正を踏まえ、水防法第24条の2の氾濫等の通報、水防法第25条の決壊の通報等の標準的な考え方を記したものである。 ↗

水防法第24条の2及び第25条の通報制度の運用方針については本指針を参考の上、地域の実態に即したものとなるよう、水防協議会において関係者で綿密に協議を行うよう努められたい。 ↗

【解説】 ↗

令和3年の災害対策基本法改正により、市町村長が新たに、緊急安全確保の措置を指示できることが規定され、災害の発生が切迫している状況について市町村が住民に周知し、立退き避難に加えて緊急安全確保も含めて、適確な避難行動につなげていくことが非常に重要なになってきている。 ↗

水防法においてはこれまで、水災害が発生又は切迫している状況について、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者による決壊の通報、洪水予報河川等における氾濫発生情報（越水等の確認情報）の提供のほか、地域毎の水防計画に基づき越水等が発生した際に水防に協力する立場の河川管理者による周知等によって情報提供が行われてきた。 ↗

一方、近年、観測技術の高度化・観測設備の整備の進展等により、河川管理者、下水道管理者及び海岸管理者（以下「河川管理者等」という。）が氾濫の発生の危険が切迫した状態にあることをプッシュ型で情報提供する素地が整ってきたところである。 ↗

水防計画の手引きに記載する内容

①氾濫等の通報（警戒レベル5相当）を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署等 (例)

河川名	通報を行う区域	観測所、施設名	地先名	通報基準	関係水防管理団体	通報担当官署
○○川	区域①	○○観測所	○○県○○市 ○○	・氾濫する可能性のある水位* (○.○○m) に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫を発生を確認	○○市	○○河川事務所
△△川	区域②	△△ダム	△△県△△市 △△	・異常洪水時防災操作により○○m ³ /s以上の放流する通知を受領 ・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫を発生を確認	△△市	△△河川事務所
□□川	区域③	□□排水機場	□□県□□市 □□	・ポンプ停止又は機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫を発生を確認	□□市	□□河川事務所
□□川	区域④	□□水門	□□県□□市 □□	・機能支障により氾濫のおそれを把握 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫を発生を確認	□□市	□□河川事務所

*今後名称変更の可能性あり

河川名	区域	左岸	右岸
○○川	区域①	○○県○○市○○町○○番地先の○○橋から○○橋まで ○○県○○市○○町○○番地先の○○橋から○○橋まで	
△△川	区域②	△△県△△市△△町△△番地先の△△橋から△△橋まで △△県△△市△△町△△番地先の△△橋から△△橋まで	
□□川	区域③	□□県□□市□□町□□番地先の□□橋から□□橋まで □□県□□市□□町□□番地先の□□橋から□□橋まで	
□□川	区域④	□□県□□市□□町□□番地先の□□橋から□□橋まで □□県□□市□□町□□番地先の□□橋から□□橋まで	

水防計画の手引きに記載する内容

②氾濫等の通報の発表形式

正規

イメージ

別紙2

別紙2

(見出し)

〇〇川 レベル5氾濫特別警報/氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)

〇〇川 洪水予報 第〇号
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
〇〇河川事務所／〇〇地方気象台 共同発表

(主文)

〇〇川では、氾濫が発生
氾濫発生箇所：〇〇川〇〇市〇〇地区（右岸）

(警戒レベル5相当)

災害が発生しています。〇〇川では、〇〇市〇〇地区（右岸）付近において堤防決壊による氾濫が発生しました。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル3相当)

△△基準観測所（△△市）
これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報を十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

〇〇川氾濫発生情報/レベル5氾濫特別警報 (警戒レベル5相当情報)		
新着・更新	更新	
基準観測所名	〇〇	△△
対象河川	〇〇川	〇〇川
警戒レベル()相当	5	3
現況水位	5	3 (レベル3水位超過)
予測水位		
〇〇市	5	-
△△市	5	3
〇〇町	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について【防災用語ウェブサイト：早見表】
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/no/term?key=hayamihyo>

(氾濫による浸水が想定される地区)

氾濫箇所	氾濫による浸水が想定される地区*
〇〇市〇〇地区（右岸）	■〇〇県 ●〇〇市（〇〇地区、〇〇〇地区、〇〇地区、〇〇〇〇地区） ●△△市（△△地区、△△△地区、△△△△地区、△△△△△地区）

*氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。気象条件や堤防の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

正規

イメージ

(見出し)

〇〇川 レベル5氾濫特別警報/氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)

〇〇川 洪水予報 第〇号
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
〇〇河川事務所／〇〇地方気象台 発表

(主文)

〇〇川では、氾濫しているおそれ

氾濫のおそれがある区間：〇〇川〇〇水位観測所受け持ち区間

(警戒レベル相当)

〇〇基準観測所（〇〇市）の受け持ち区間では、災害が発生しているおそれがあります。〇〇川では氾濫が既に発生している可能性があり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水しているおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル3相当)

△△基準観測所（△△市）
これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報を十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

〇〇川氾濫発生情報/レベル5氾濫特別警報 (警戒レベル5相当情報)		
新着・更新	更新	
基準観測所名	〇〇	△△
対象河川	〇〇川	〇〇川
警戒レベル()相当	5	3
現況水位	5	3 (氾濫しているおそれ)
予測水位		
〇〇市	5	-
△△市	5	3
〇〇町	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について【防災用語ウェブサイト：早見表】
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/no/term?key=hayamihyo>

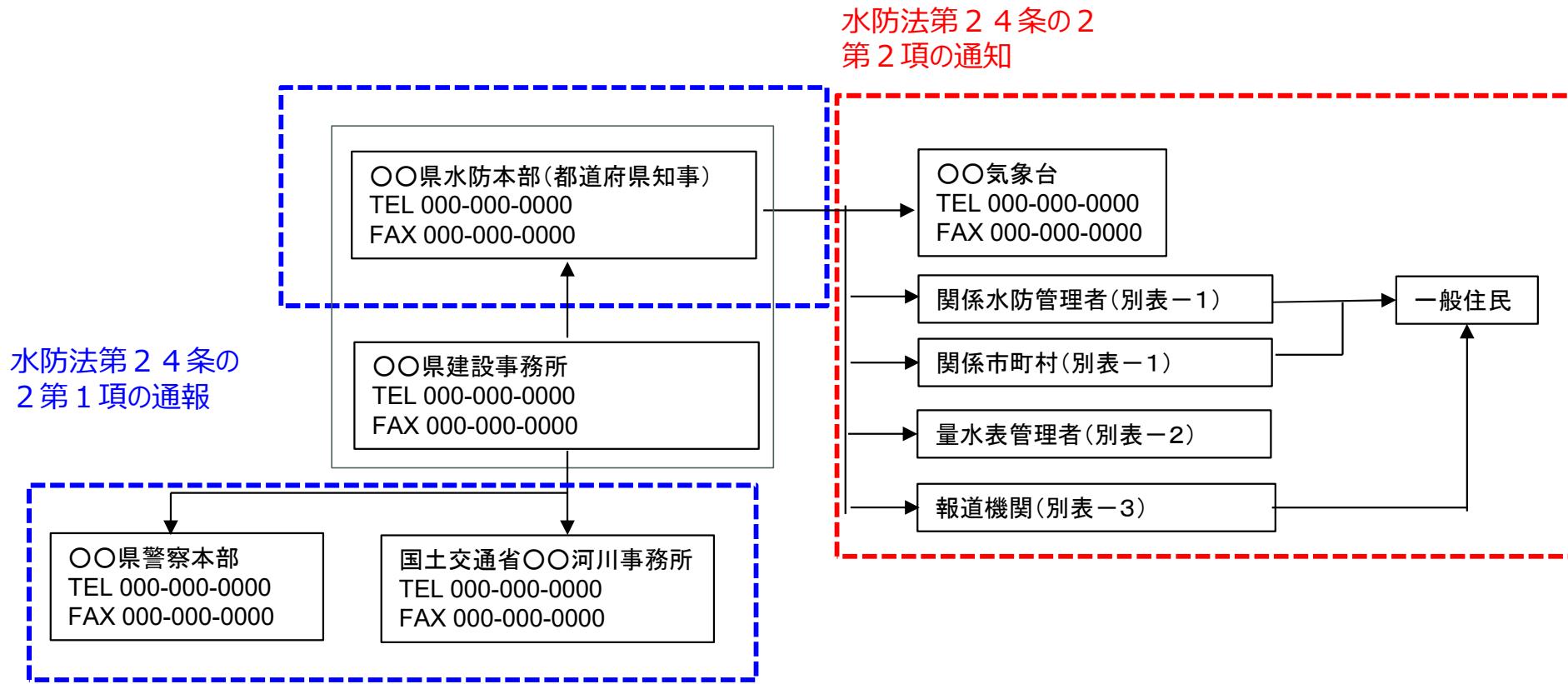
(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

③氾濫等の伝達経路及び手段



別表-1 関係水防管理者・関係市町村連絡先

水防管理者／市町村	電話番号	FAX番号
○○市(水防・避難)	000-000-0000	000-000-0000
△△市(水防) △△市(避難)	000-000-0000 000-000-0000	000-000-0000 000-000-0000
□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000
□□町(避難)	000-000-0000	000-000-0000

別表-2 量水標管理者連絡先

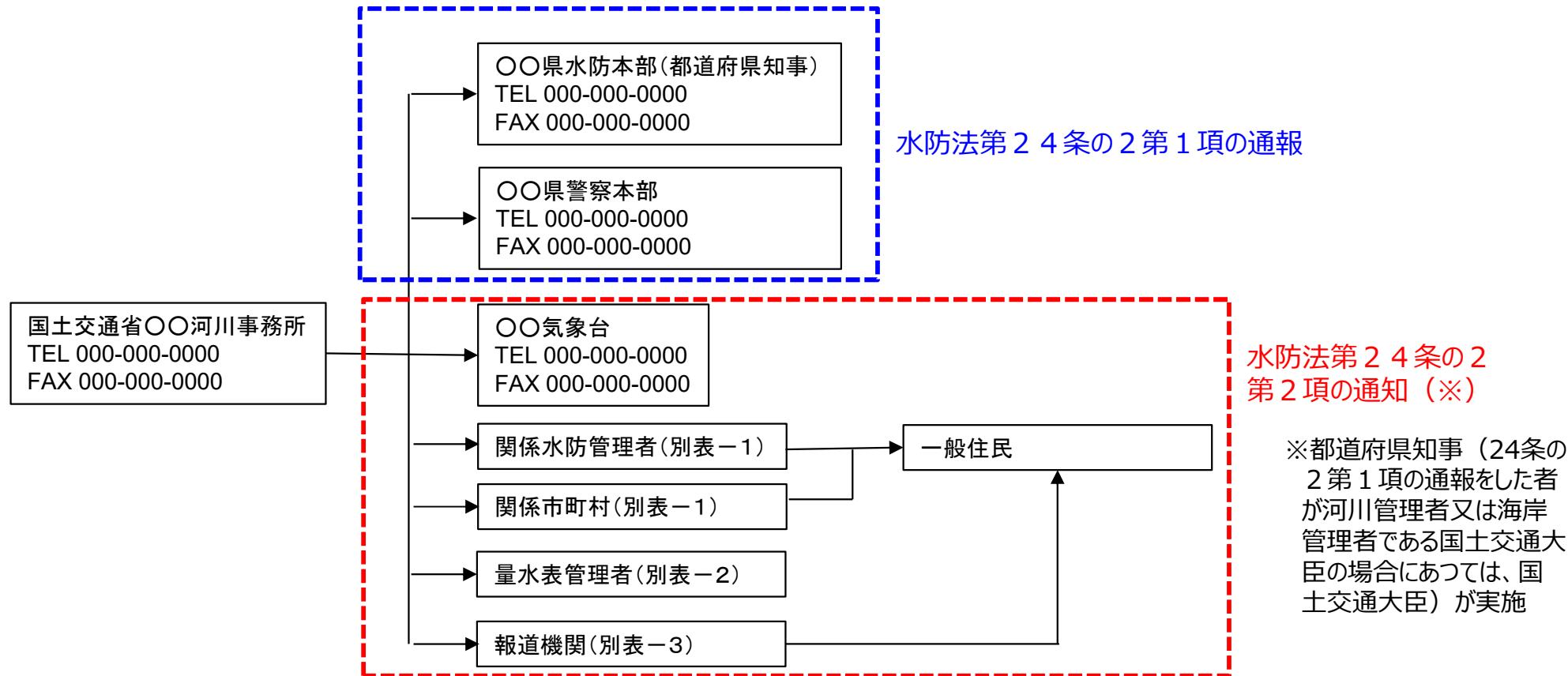
量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号
○○水位観測所	国土交通省 ○○河川事務所	000-000-0000	000-000-0000
△△水位観測所	△△電力(株)	000-000-0000	000-000-0000
□□水位観測所	□□土地改良区	000-000-0000	000-000-0000
××検潮所	気象庁	000-000-0000	000-000-0000

別表-3 報道機関連絡先

報道機関名	電話番号	FAX番号
テレビ○○	000-000-0000	000-000-0000
○○放送	000-000-0000	000-000-0000
○○新聞	000-000-0000	000-000-0000

水防計画の手引きに記載する内容

③氾濫等の伝達経路及び手段



別表-1 関係水防管理者・関係市町村連絡先

水防管理者／市町村	電話番号	FAX番号
〇〇市(水防・避難)	000-000-0000	000-000-0000
△△市(水防) △△市(避難)	000-000-0000 000-000-0000	000-000-0000 000-000-0000
□□水防事務組合	000-000-0000	000-000-0000
□□町(避難)	000-000-0000	000-000-0000

別表-2 量水標管理者連絡先

量水標等	量水標管理者	電話番号	FAX番号
〇〇水位観測所	国土交通省 〇〇河川事務所	000-000-0000	000-000-0000
△△水位観測所	△△電力(株)	000-000-0000	000-000-0000
□□水位観測所	□□土地改良区	000-000-0000	000-000-0000
××検潮所	気象庁	000-000-0000	000-000-0000

別表-3 報道機関連絡先

報道機関名	電話番号	FAX番号
テレビ〇〇	000-000-0000	000-000-0000
〇〇放送	000-000-0000	000-000-0000
〇〇新聞	000-000-0000	000-000-0000

- 氾濫通報については、水防計画に定めるところにより実施することとなっているが、
 - ・河川管理者等のノウハウと水防事務担当のノウハウを有機的に活かす観点から、
 - ・警戒レベル5相当の危険が迫る緊急時には迅速な判断が求められることから、
- 水防協議会においては、氾濫等の通報の運用方針まで踏み込んで協議を行い、水防計画に位置付けることが望ましい。

都道府県水防協議会（水防法第8条）

（水防管理者、水防団等、水防協力団体、国・都道府県）

- ①緊急安全確保措置の指示に必要な情報について相談
 「『立ち退き避難』を中心とした行動から『緊急安全確保』を中心とした行動変容を特に促したい場合に、
 レベル5相当の情報としてどのような情報を提供していただけます？」
- ②氾濫の切迫・発生状況について河川管理者等が把握できる情報を提供
 「○○川は水位計があるため、氾濫する可能性のある水位※に到達した場合は通報することができます。
 また異常洪水時防災操作により○○m³/s以上の放流を実施した場合は氾濫します。」
- ③通報してほしい氾濫等の依頼
 「○○地域、△△地域、××地域は平屋住宅が多く、浸水深も深いため、
 泛濫により同地域が浸水する場合は、氾濫等の通報をしてほしい。」
- ④当該氾濫が発生する施設の範囲と切迫情報
 「○○地域の浸水は、○○川の基準水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達した
 場合及び異常洪水時防災操作により○○m³/s以上の放流を実施した場合に通報するこ
 とが可能。一方、△△地域及び××地域については、△△川及び××川からが氾濫した場合に
 浸水するが、これらの川には水位計がなく、また△△河川にしか河川監視カメラがない。」
- ⑤通報してほしい氾濫等の調整
 「○○地域と△△地域が浸水する場合は、通報してほしい。」

河川管理者等

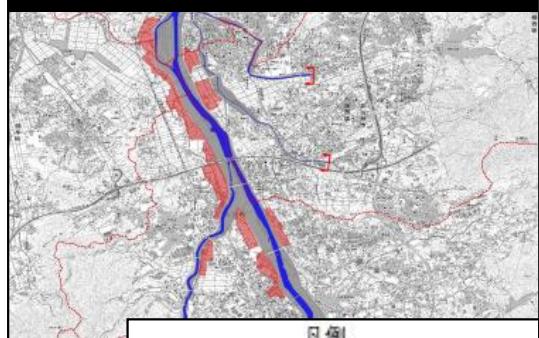
氾濫等の通報の対象となる河川等の区域と通報基準を水防計画に位置づけ

(通報対象を予め特定しておくなど平常時より計画的に制度を運用することで、効果的かつ効率的な対応を図れるようにすることが重要)

- 避難指示から緊急安全確保に切り替わった時は立ち退き避難から屋内安全確保への行動変容を促すことが必要
- 一方、氾濫形態によっては引き続き早急な立ち退き避難が必要となる場合があり、そのような「特に留意が必要な氾濫」については少なくとも通報することが必要。(単なる高所移動ではなく、堅牢かつ十分な高さを有する近隣の建物への移動が必要となるような事態をもたらす氾濫を対象)
- 具体的には、想定最大規模の浸水想定区域において、以下の区域で発生する氾濫が対象

● 家屋の倒壊・流出に至り得る「家屋倒壊等氾濫想定区域」
⇒木造家屋の場合は、近隣の堅牢な建物への立ち退き避難が必要

家屋倒壊等氾濫想定区域図



氾濫流による家屋倒壊



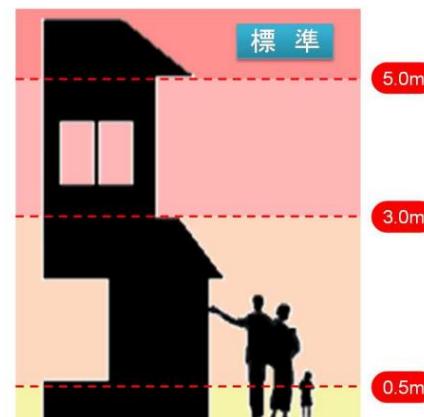
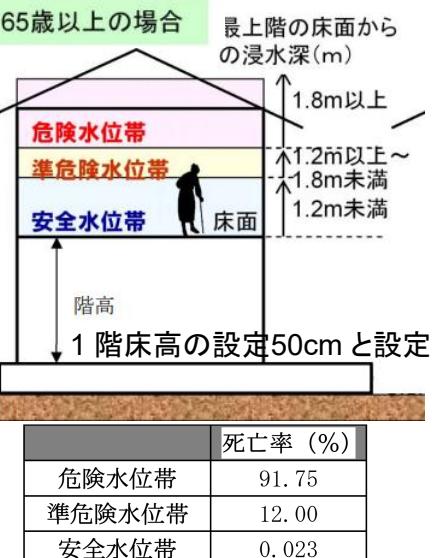
河岸侵食による家屋倒壊



● 平屋住宅所在エリアで「深い浸水深」が所在する区域
⇒平屋の場合は、近隣の2階以上の建物への立ち退き避難が必要

※65歳以上の場合、水深1.7m（1階床高50cm）では死亡率が12%となる。
2階床下に相当する水深は3m

65歳以上の場合



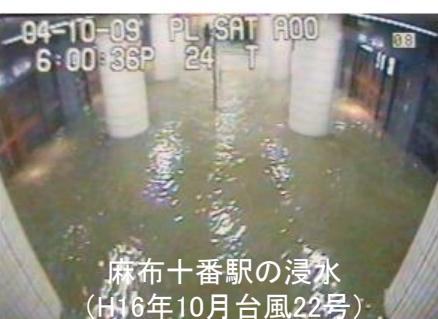
※洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）

※「水害の被害指標分析の手引」（H25 試行版）

● 気温が流入すると脱出が困難になる地下街が所在する区域 ⇒速やかに地下街等からの立ち退き避難が必要



福岡市営地下鉄博多駅の浸水
(平成15年7月)



麻布十番駅の浸水
(H16年10月台風22号)



地下鉄通路の浸水
(平成12年9月東海豪雨)

- 河川管理者等が把握可能な氾濫の切迫・発生情報としては、確認（決壊等の確認）、計測（水位到達等）、推定・予測（水位予測等）がある。

①確認情報：

巡視・カメラによる越水・破堤等、堤防の異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等の確認

②計測情報：

水位計・放流量等による計測数値により氾濫の切迫・発生を判断

予め計測情報と対象区間の越水の可能性を整理されている場合はその区間評価も含む

[ex: 基準水位観測所等の水位による対象区間の越水の可能性の把握（氾濫する可能性のある水位※の到達）
異常洪水時防災操作した際のダム直下の越水の可能性の把握（〇〇m³/s以上の放流）]

施設の操作及び機能支障情報から氾濫の切迫・発生を判断

予め設定した水位に達した状況で施設の操作及び機能支障を確認

ex：排水機場のポンプを停止した際の越水の可能性の把握（対象河川の水位が〇〇m以上の時にポンプの停止）



加工

※今後名称変更の可能性あり

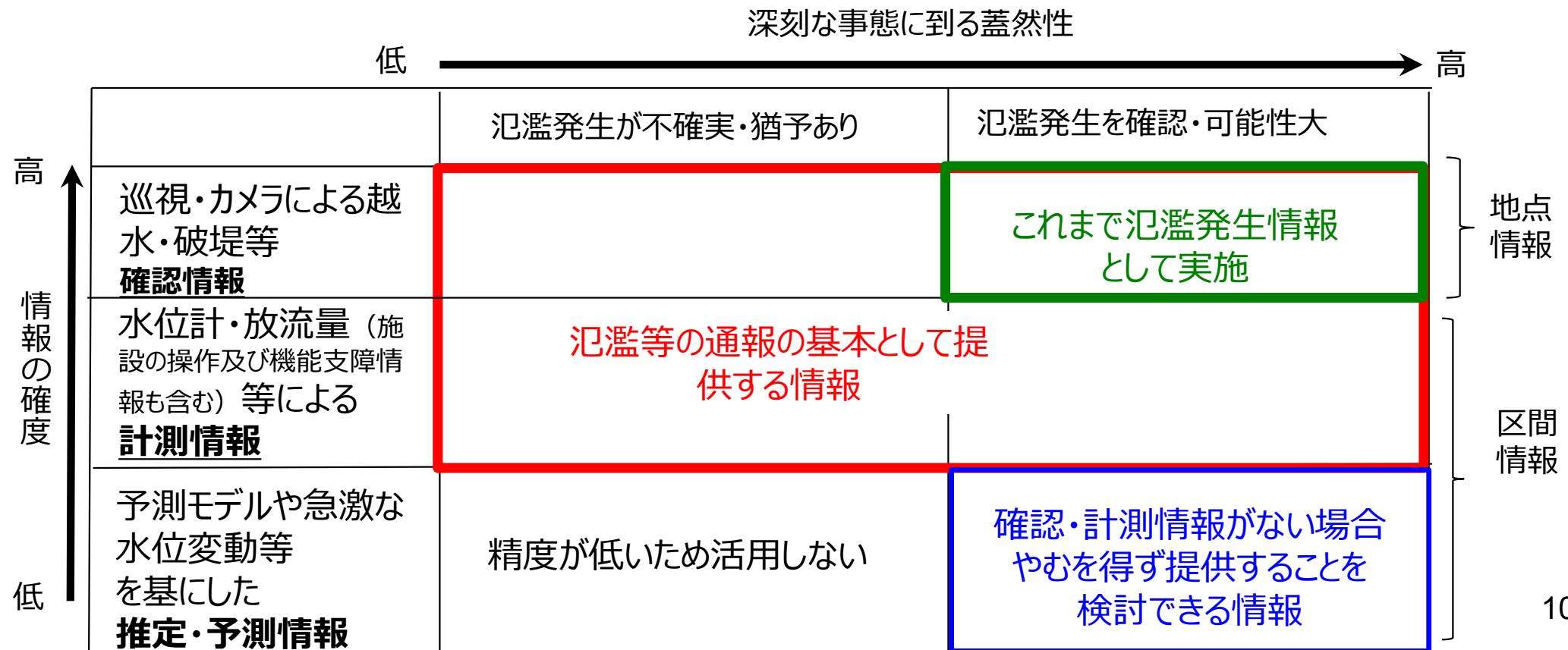
③推定・予測情報：

計測情報や雨量情報を元に予測モデルにより氾濫の切迫・発生を推定

発災時に計測情報から越水・破堤を推定

ex：急激な水位低下等から決壊の可能性を推定

- 「確認情報」は目視等で確認した最も信頼できる情報であるが、見逃しが多くなるため、「確認情報」と併せて観測区間を網羅的に把握可能な計測情報も基本として活用
- 推定・予測情報は確度が低いため氾濫通報に活用しないことを原則とするが、確認・計測情報がない場合は、複数の推定・予測情報を用いてやむを得ず活用することを検討することが可能
- 確度の低い情報を通報した後に確度の高い情報を確認した場合は追加で通報。
- 事前に施設の操作及び機能障害情報と対象区間の越水の可能性を整理されている場合のみ水防計画に記載
(対象河川の水位が〇〇m以上の時にポンプの停止等)



通報基準(河川)

- 「確認情報」は目視等で確認した最も信頼できる情報であるが、見逃しが多くなるため、「確認情報」と併せて観測区間を網羅的に把握可能な計測情報も基本として活用
- 推定・予測情報は確度が低いため氾濫通報に活用しないことを原則とするが、確認・計測情報がない場合は、複数の推定・予測情報を用いてやむを得ず活用することを検討することが可能
- 確度の低い情報を通報した後に確度の高い情報を確認した場合は追加で通報
- 事前に施設の操作及び機能支障情報と対象区間の越水の可能性を相当な損害の程度が整理されている場合のみ水防計画に記載（対象河川の水位が〇〇m以上の時にポンプの停止等）

<河川>		深刻な事態に到る蓋然性	
		低	高
情報の確度	確認情報	氾濫発生が不確実・猶予あり	氾濫発生を確認・可能性大
		○巡視又は河川監視カメラにより決壊に至るおそれのある堤防等の異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等を確認	○巡視又は河川監視カメラにより氾濫発生を直接確認
		○異常洪水時防災操作により〇〇m ³ /s以上の放流する通知を受信	○基準水位観測所等の水位が氾濫開始相当水位に到達
	計測情報	○対象河川の水位が〇〇m以上の時に樋門・水門等の施設の機能支障の発見又は排水機場等の施設の運転停止により、氾濫の可能性を確認（支川合流部、分流点）	○危険箇所等着目している地点の危機管理型水位計の水位が堤防天端高を到達
		○レベル4 気象警報（氾濫危険情報）発表時の〇時間先の予測で基準水位観測所等の水位が氾濫開始相当水位を到達	○近傍の監視カメラ・水位計等による流況（急激な水位低下等）から決壊の可能性を確認
	推定・予測情報	○水位計壊れた場合に数時間前に予測情報から越水の可能性を確認	○水位計壊れた場合に数時間前に予測情報から越水の可能性を確認
		○洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」等（警戒レベル5相当情報[洪水]）を確認	○洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」等（警戒レベル5相当情報[洪水]）を確認

※危機管理水位計は水位計がある区間で補足的に活用することを前提に設置しているため、単独で活用使う場合は留意が必要

通報基準(海岸)

- 「確認情報」は目視等で確認した最も信頼できる情報であるが、見逃しが多くなるため、「確認情報」と併せて観測区間を網羅的に把握可能な計測情報も基本として活用
- 推定・予測情報は確度が低いため氾濫通報に活用しないことを原則とするが、確認・計測情報がない場合は、複数の推定・予測情報を用いてやむを得ず活用することを検討することが可能
- 確度の低い情報を通報した後に確度の高い情報を確認した場合は追加で通報
- 事前に施設の操作及び機能障害情報と対象区間の越波・越流の可能性及び相当な損害の程度が整理されている場合のみ水防計画に記載（対象海岸の水位が〇〇m以上の時にポンプの停止等）

＜海岸＞

		深刻な事態に到る蓋然性	
		低	高
情報の確度	情報種別	氾濫発生が不確実・猶予あり	氾濫発生を確認・可能性大
		○巡視又は海岸監視カメラにより倒壊に至るおそれのある堤防の異常等を確認	○巡視又は海岸監視カメラにより氾濫発生を直接確認
		○基準潮位観測所の潮位が高潮特別警戒水位に到達。 ○対象海岸の潮位が〇〇m以上の時に水門・陸閘等の施設の機能障害が発見又は排水機場等の施設の運転停止により、氾濫の可能性を確認	○基準地点で計測している水位※が、堤防天端高に到達
推定・予測	○直近（1時間前）の予測水位※が堤防天端高を超過している場合	○潮位のみ計測している箇所（打上げ高の計測器が壊れた場合を含む）で数値計算により水位※が堤防天端高に到達	

↑

高 ↑ 情報の確度 高

↓ 低 ↓

確認情報 確認情報

計測情報 計測情報

推定・予測

地点情報 地点情報

区間情報 区間情報

地点情報 地点情報

区間情報 12

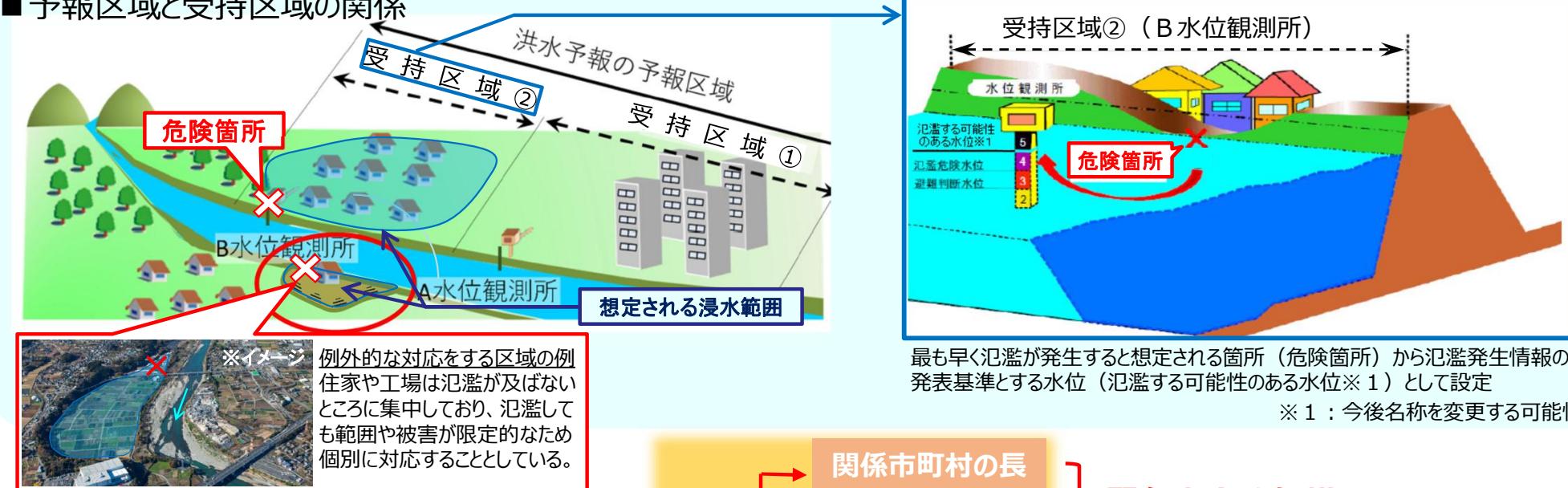
※潮位に代表的な打上げ高（上位1/3平均等）を加えた水位

河川等における通報制度(第24条の2)の運用フロー

- 「氾濫発生情報」は、予報区域を分割した受持区域毎の中から、相当の家屋浸水等の被害を生じる恐れのある水位の中で、最も早く氾濫が発生すると想定される箇所（危険箇所）から氾濫発生情報の発表基準とする水位（氾濫する可能性のある水位※1）を設定し、氾濫、または氾濫が切迫した場合に（受持区間毎で判定し）予報区域全体に発表。
- ただし、受持区域内には、霞堤、河岸段丘や谷地など地形的特徴から、相當に早い段階で浸水が生じるもの、氾濫が発生しても浸水範囲等が限定的な箇所もあることから、これらの箇所については、これまで氾濫発生情報の発表の対象とせず、市町村と連携し個別に連絡することにより避難を呼びかける例外的な対応※2をしており、引き続き同様の対応とする。

※2：海岸においても同様の対応をする場合がある。

■ 予報区域と受持区域の関係



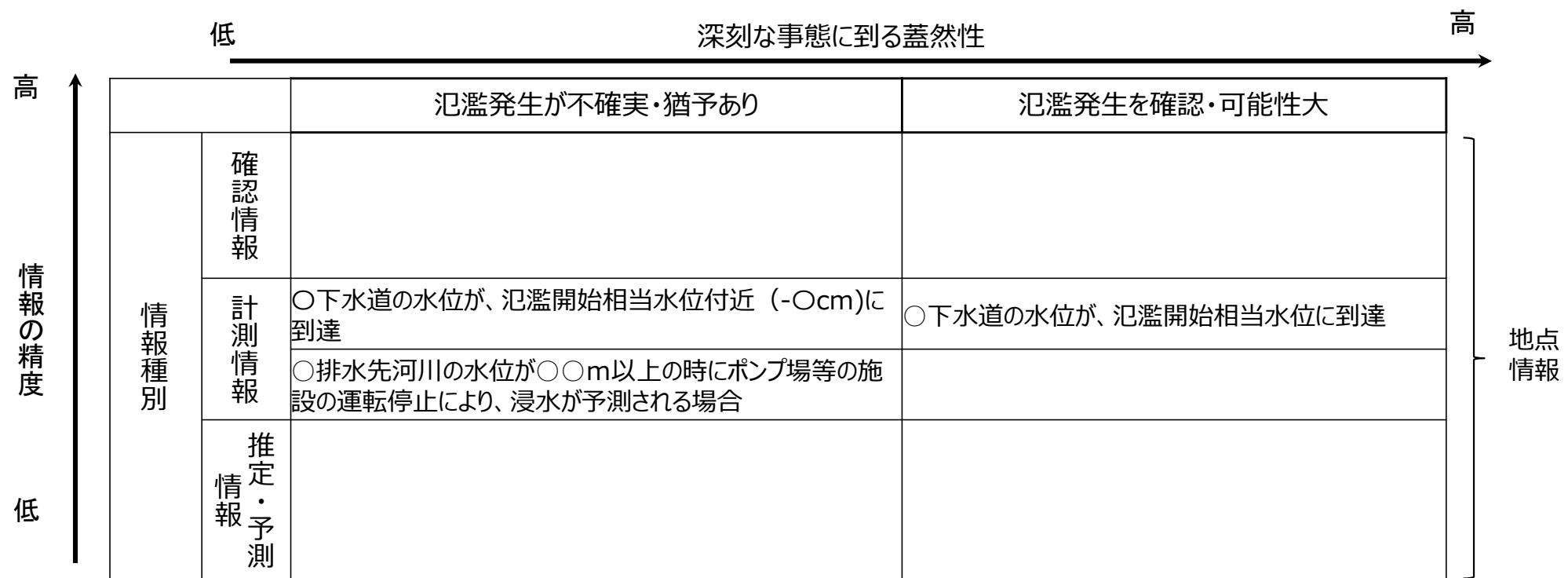
■ 例外的な対応の通報フロー



通報基準(下水道)

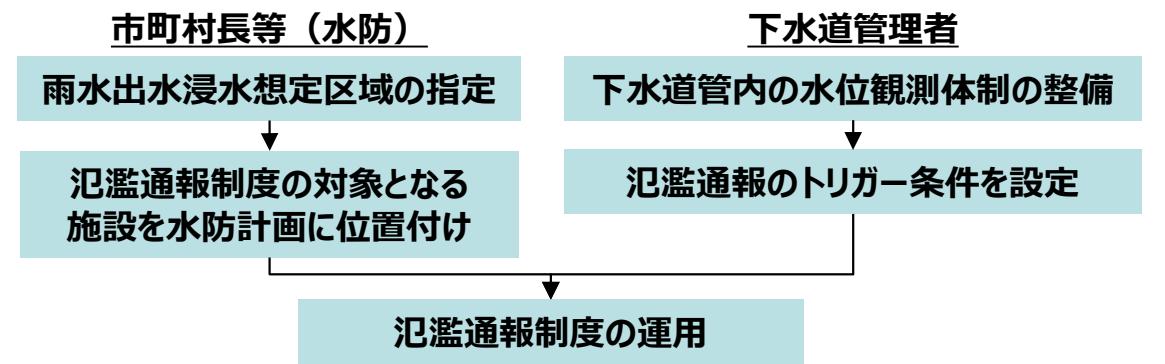
- 下水道施設に至るまでの排水不良等により内水氾濫が発生する場合があることや、相当部分が暗渠で面的に整備されている下水道施設の巡回体制を整えることは現実的に困難であることなど、下水道管理者として把握できる情報の制約を踏まえ、計測情報を基本として活用
- ただし、下水道管理者として可能な限りの情報把握に努めることとし、水防管理者や市町村長、地下街管理者の要請等があれば水位計等の設置についても検討することが望ましい
- 事前に施設の操作及び機能障害情報と溢水の可能性及び相当な損害の程度が整理されている場合のみ水防計画に記載（排水先河川の水位が○○m以上の時にポンプの停止等）

<下水道>

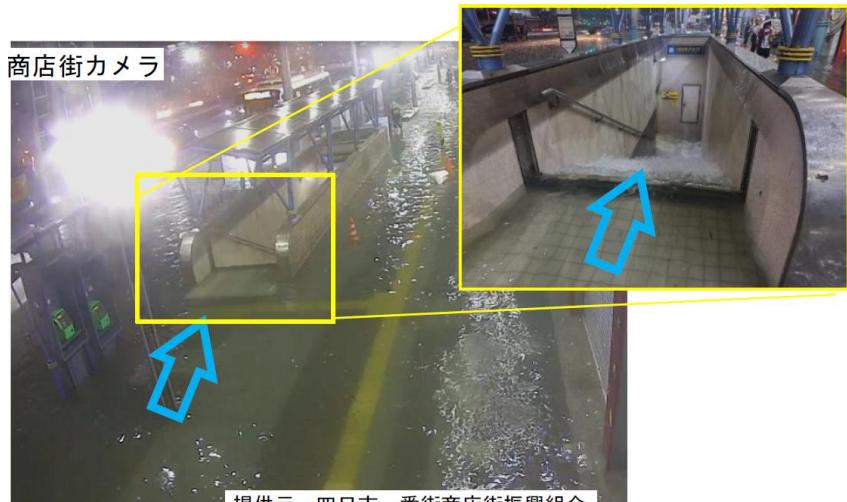


- 地下駐車場についても、雨水出水浸水想定区域の指定、水防計画への位置付け、下水管内の水位観測・通報体制が整えば、通報制度を適用することが可能。

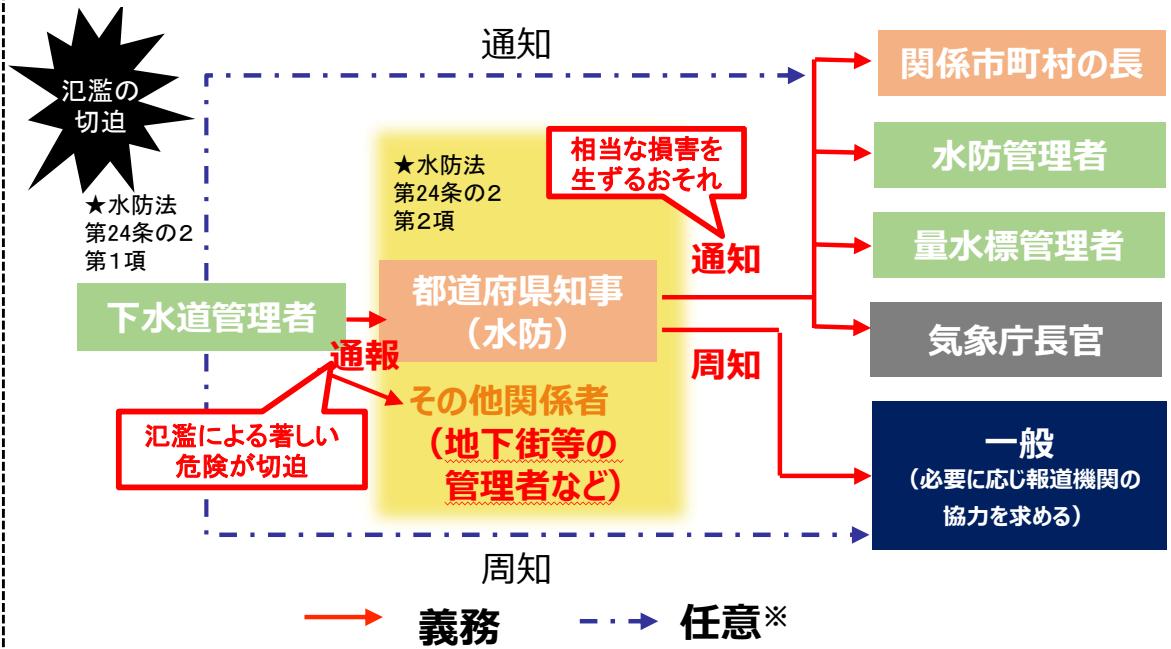
通報制度運用までのフロー



地下駐車場への浸水事例



氾濫発生時の通報フロー



※下水道管理者が市町村の場合には、迅速な情報伝達の観点から、都道府県知事（水防）からの通知・周知と見なす運用についても検討

